

準備はお早めに！

確定申告

■問合せ 税務財政課税務グループ (☎74-3003)



昨年から変更した
注意点

① 役場窓口で申告するときの 注意点

令和2年分の申告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必要書類を預かり作成します。(窓口での待機はできません) 申告書の作成完了後に押印などをお願いいたしますので、連絡のとれる電話番号を確認します。

② 控除額などの変更

給与所得控除・公的年金等控除や基礎控除額の変更、ひとり親控除の創設など、前年との相違点があります。詳細は国税庁HPか役場税務財政課まで確認してください。

確定申告が必要な人

・営業、不動産所得などがある人で、所得税額が生じる人
・年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な人
・年末調整済みだが、他に20万円を超える所得がある人

など

※税制改正で公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりましたが、所得控除(扶養控除や医療費控除など)を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。

■ 国民健康保険加入者

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が軽減されます。

令和2年分の収入がなかった人や非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけであった人は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が軽減となりませんので、忘れずに申告しましょう。

必ず印鑑を持参してください。

申告に持参するもの

■ 共通 収入がわかるもの

の、給与・年金の人は源泉徴収票の原本(コピー不可)、

確定申告の相談と 申告書の相談

役場税務財政課窓口で受付と相談を行います。

2月16日(火) ~
3月15日(月)

洞爺総合支所申告相談日

■日 時 2月5日(金)、12日(金)
13時~17時
■場 所 洞爺総合支所会議室

洞爺湖温泉支所申告相談日

■日 時 2月26日(金)
10時~12時、14時~16時
■場 所 洞爺湖温泉支所会議室

医療費控除について

前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費控除額」となります。

保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。

医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。

セルフメディケーション 税制について

健康の保持増進と疾病の予防として一定の取り組みを

行っている人が、令和2年中に自己または生計を一にする親族のために1万2千円以上の対象医薬品を購入した場合には、セルフメディケーション税制を受けることができます。

ただし、「通常の医療費控除」「セルフメディケーション税制」は選択適用のため重複して適用することはできません。

確定申告にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告には、申告をする人や扶養親族の人などのマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。（控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者など本人確認書類は不要）

■本人確認書類の例

・マイナンバーカード
・通知カード＋運転免許証、
公的医療保険の被保険者証など

還付申告の受付が始まります

令和2年分の還付申告の受付が始まります。町では、2月1日（月）から役場税務財政課窓口で随時受付を開始します。

また、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でも簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告（e-Tax）により提出できます。詳しくは、室蘭税務署（☎0143-2214151）へ問い合わせください。

事業主の皆さん



従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税を特別徴収（給与天引き）する義務があります。また、正職員以外のアルバイト・パートなどの従業員についても原則として特別徴収をする必要があります。

■問合せ 役場税務財政課税務グループ（☎74-3003）／胆振総合振興局納税課（☎0143-24-9586）

固定資産税のお知らせです

申告は2月1日（月）まで

1. 償却資産の申告を忘れていませんか？

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことです。所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されます。

償却資産の申告は、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに

行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いします。

申告は2月1日（月）まで

2. 取り壊した家屋の減失届を！

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取り壊した人で、まだ家屋の減失届をされていない人は、2月1日（月）までに

税務財政課へ家屋減失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物減失登記申請書を提出し、減失の手続きを行ってください。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産の固定資産税の負担を軽減します。

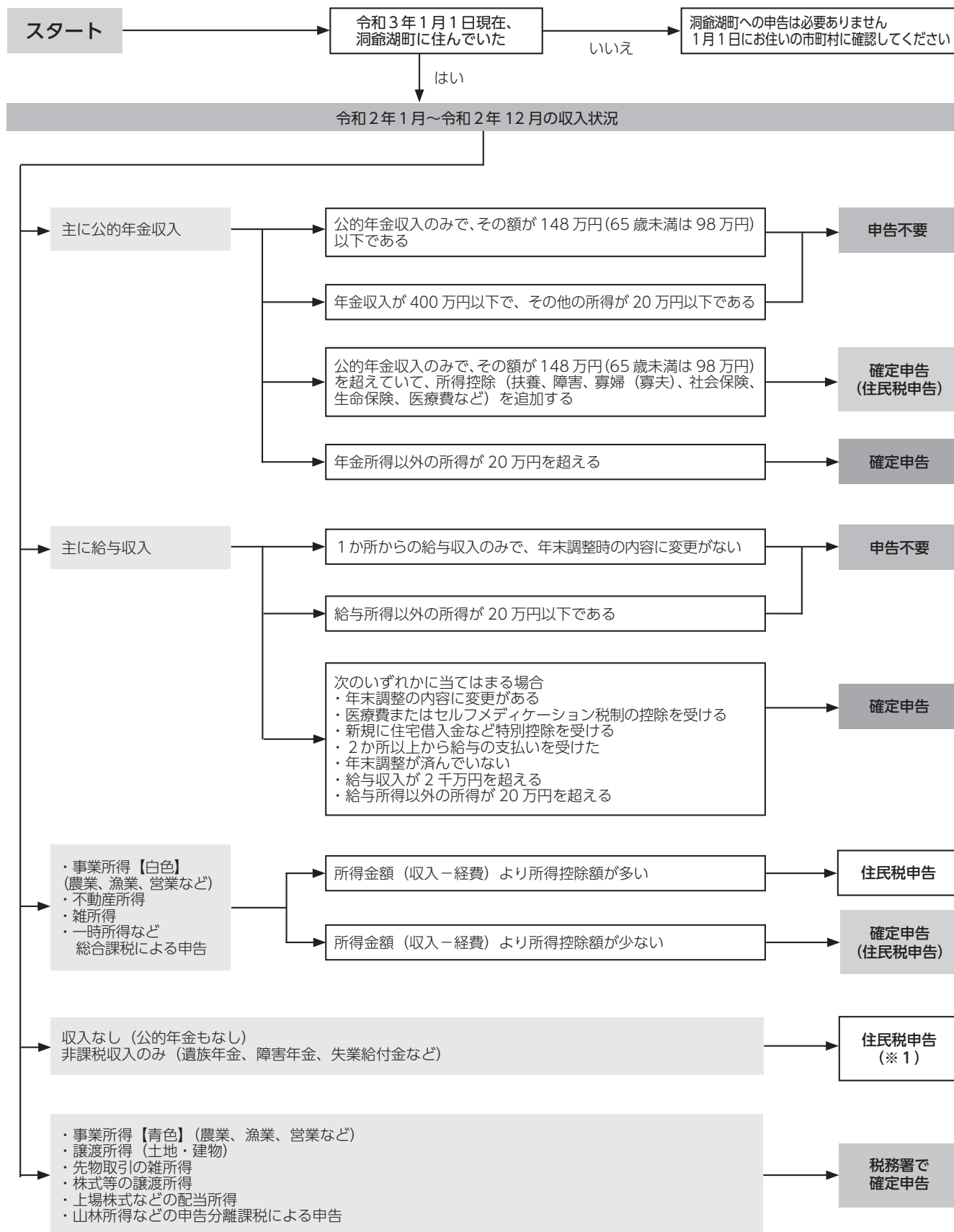
軽減を受けるには申告が必要です。

詳細は町HPを確認してください。

区 分	内 容
申告期間	令和3年1月6日（水）～2月1日（月）
対象となる固定資産	事業用家屋（居住の用に供している部分は対象外） 所有する事業の用に供する償却資産
軽減の対象となる年度	令和3年度課税分

カンタンチェック！

あなたは確定申告が必要？不要？



※1 税証明書や国民健康保険税の算定などで申告が必要となります。

注：申告する人の収入状況や控除内容によって、上記のとおりにならない場合もありますのであくまで目安としてください。